

枚方市条例第 5 号

枚方市立障害者社会就労センター条例等の一部を改正する条例

(枚方市立障害者社会就労センター条例の一部改正)

第1条 枚方市立障害者社会就労センター条例（平成5年枚方市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(枚方市立特別養護老人ホーム条例の一部改正)

第2条 枚方市立特別養護老人ホーム条例（平成12年枚方市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第4号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(枚方市デイサービスセンター条例の一部改正)

第3条 枚方市デイサービスセンター条例（平成12年枚方市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(枚方市社会福祉審議会条例の一部改正)

第4条 枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(子どもを守る条例の一部改正)

第5条 子どもを守る条例（令和3年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(枚方市臨時保育室条例の一部改正)

第6条 枚方市臨時保育室条例（令和3年枚方市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則 [令和5年3月7日公布]

この条例は、令和5年4月1日から施行する。